

社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会安全衛生委員会運営規程

（目的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会（以下「本会」という。）安全衛生管理規程第 7 条の規定に基づき、安全衛生委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項を定め、安全衛生管理を円滑に推進することを目的とする。

（構成員）

第 2 条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 衛生管理者兼事務長
- (4) 産業医
- (5) 労働者（衛生に関する経験を有する者）

2 委員長は、事務局長とする。

3 会長は、委員長以外の委員を指名し、そのうち半数は職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名することとする。

（任務）

第 3 条 委員長は、委員会を統括するとともに、会議の議長を務める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときはこれを代行する。

3 事務長は、委員会の付議事項及びその他必要な事項の事務処理を行う。

4 委員は、委員会に出席し、第 7 条に定める事項について意見を述べるように努め常に職場環境や安全衛生に関する事項に留意し、安全衛生管理活動に寄与するよう努めるものとする。

5 委員長は委員会の運営上必要があると認めたときは、専門部会を設けることができる。ただし、専門部会は、設置目的の業務を完了したときに解散するものとする。

（任期）

第 4 条 委員会の委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときは速やかに補充する。

3 補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員会の開催）

第5条 委員会は毎月1回定期に開催するほか、次の場合に委員長の招集によって開催する。

- (1) 緊急性のある調査審議事項が発生したとき。
- (2) その他、委員長が認めたとき。

(委員会の成立)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(委員会の任務)

第7条 委員会は、第1条の目的を遂行するため、次の事項を調査審議するとともに、会長に対して必要な意見を提出するものとする。

- (1) 職員の危険防止及び健康障害の防止の基本的な対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策に関することで安全、衛生に係るものに関すること。
- (3) 職員の健康増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。
- (4) 安全衛生に関する規程の作成に関すること。
- (5) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講じる措置で安全、衛生に係るものに関すること。
- (6) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (7) 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- (8) 有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (9) 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
- (10) 定期に行われる健康診断、臨時の健康診断、自ら受けた健康診断及びその他の医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (11) 長時間にわたる労働による職員の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
- (12) 職員の精神的健康の増進を図るための対策の樹立に関すること。
- (13) 労働基準監督署長等から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、職員の危険の防止に関すること。
- (14) その他安全衛生に必要と認められる重要な事項に関すること。

(事務局)

第8条 委員会は事務局を設け、事務長1人及び事務担当者若干名をおき、主として次の

事務を行う。

- (1) 委員会の召集及び付議に関すること。
- (2) 委員会に必要な資料の準備及び配布に関すること。
- (3) 委員会の議事録の作成、配布及び保管に関すること。
- (4) その他委員会が依頼した事務。

2 議事録及び重要事項の記録を3年間保存するものとする。

3 委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によって職員に周知するものとする。

- (1) 常時各施設の職員の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。
- (2) 書面を職員に配布すること。
- (3) 磁気ディスク等のこれらに準ずる物に記録し、各施設内に職員が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

(その他の事項)

第9条 法令及びこの規程に定める事項外のこと、この委員会の運営に必要なその他の事項については委員会がこれを定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。